

平成29年度

町政執行方針

教育行政方針

SHIBECHA



平成29年度

教育長 島田 哲男

教育行政方針

標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成29年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会ならびに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに

昨年は、リオ・オリンピック、パラリンピック大会における日本人選手の活躍に日本中が沸き立ちました。中でも、若い世代の頼もしく、たくましいその育ちに未来への希望

と自信を与えられました。ひるまない、諦めない姿勢、そして、自分を冷静に見つめ、喜びや課題を素直に語る言葉が、多くの人の心に爽やかな感動を届けました。グローバル化や急激な情報

化がもたらした、今日的社会の多様性や生活の質的变化の影響は身近な生活も含めた、あらゆる領域に及んでいます。

国においては、学校を変化する社会の中に位置付け、社会との連携・共同により「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ること」を目標とし「社会に開かれた教育課程」という理念の下、新しい学校の姿を展望しています。

しかし、その根本に流れる考えは、これまで同様に、学校、家庭、地域が連携し合いながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことでもあります。

昨年10月より、新たな地方教育行政制度による「新教育長」として任命され、新しい制度に基づいた教育施策がスタートしました。これまでの継続性を保ちつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、町民一人一人の個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、未来を担う子どもたちのためのきめ細かな対応や、幅の広い社会教育活動により、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1 学校教育の充実

学習指導要領においては「生きる力」の理念の下、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となつて学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人一人が教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

■信頼に応える魅力ある学校づくりの推進

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策につ

いて申し上げます。

① 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

「生きる力」を育むためには、知・徳・体の調和のとれた教育課程の編成が求められています。今年度は、次期学習指導要領への移行を見据え、新しい教育課程への接続を視野に入れた教育課程の編成・実施・改善に取り組んでまいります。

特に、外国語活動拡充への対応として、外国語指導助手（ALT）を増員して2名体制とし、外国語によるコミュニケーション能力の育成の充実に向けた体制整備をしてまいります。

また、道徳の教科化に向けては、小学校では移行措置の最終年として、指導計画の立案や授業改善の取り組みを進めてまいります。

② 学校評価を活用した学校運営の改善

学校・家庭・地域が対話し、連携協力による学校づくりが一層求められております。課題を共有し、目標や方策について共通理解を図るためのコミュニケーションツールとして学校評価の機能を充実させていくことが大切です。

そこで、全ての学校におい



て、自校の課題を的確に把握し、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立するための学校の自己評価とともに、学校関係者評価を実施し、その結果を公表してまいります。

なお「地域とともにある学校」の仕組みとして導入が進められている「コミュニケーション・スクール」につきましては、本町でのこれまでの学校、家庭、地域の連携を踏まえ、よりよい導入のあり方について検討してまいります。

③教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつては、教員の資質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する熱い情熱と、高い使命感、実践的指導力を身につけることが求められております。そのため、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。そこで、平成29年

度は、研究指定校を2校とし、指導力向上に向けた研修活動を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会・講座の開催や、参加への呼びかけなど支援してまいります。

■確かな学力の育成

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした学習により、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力および主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

①基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成においては、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。

そのために本町においては、町標準学力調査の実施により「基礎・基本」や「活用力」



の定着の状況、「学習に対する意識」などを詳細に把握するとともに、全国学力・学習状況調査の調査結果の分析も加味しながら、実効性のある学校改善プランを策定し、指導の改善・充実に生かしてまいります。

また、子どものつまづきをフォローし、基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を身に付ける授業を実現するための教育環境の整備に努めてまいります。

なお、学習指導にあたっては、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、児童

生徒が「わかった」「できた」と実感できることを目指してまいります。

その一つとして、小中学校のすべての通常学級に配置した実物投影機によりICT機器の有効な活用による授業改善を進めてまいります。

②個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科などの指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展および補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、各学校の長期休業中の学習サポートに対する環境整備など、学習内容が個に応じて適切に定着できるように支援してまいります。

また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう、評価方法や評価内容を見直し、一人一人に応じた指導の充実に努めてまいります。

③生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携

し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、生活リズムチェックシートなどを活用して、家庭における学習習慣の確立に努めてまいります。

④今日の教育課題への対応
自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用などにおける情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

■豊かな心の育成

昨今、子どもの心の成長にかかわる現状について、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下、さらには、自尊心の乏しさなどの課題が指摘されています。子どもたちの豊かな人間性を育むために、以下の点について取り組んでまいります。

①道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育では、特別活動や総合的な学習の時間

などを活用した、自然の中で集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

また、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度の道徳の教科化にむけた、道徳教育の校内における推進体制を確立し「私たちの道徳」を活用した道徳の授業の充実・改善に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的諸価値を共有し、連携して道徳的心情や実践意欲を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。



さらに、問題行動などの未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

②いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決への最大の近道であります。そのことを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、これまで取り組んできたいじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを充実してまいります。

また、子どもたち自らがいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みを交流し合い、いじめ根絶に対する意識を高める機会とします。さらに、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

不登校への対応については、幼保、小、中の連携を一層深め、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況の予防に努めます。特に、標茶中学校とその校区の3校の小学校において、道教委による「中1ギャップ問題未然防止事業推進地域」の研究指定を活用し、スクールカウンセラーの活用や校種間の連携強化により未然防止の取り組みを進めてまいります。

③読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

子どもたちの健康な体の育成と安全
体力は「生きる力」の極めて重要な要素であります。そこで、児童生徒の体力や生活

習慣、食習慣、運動習慣などの状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などを踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。



健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止など、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交



通事故や校内事故などの予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるよう、関係機関と連携した防犯教室の実施などにより、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるよう、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校や校外における安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察などのご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めていくとともに「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、経年劣化が著しい給食用食器の更新を行います。今日、学校給食においても食の安全性がより求められております。使用食材の厳選、地場産品活用、衛生管理および栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

■特別支援教育

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制のさらなる充実に向け、町の特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取り組みの充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流および共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に5名、標茶中学校に2名配置することとします。

■幼稚園教育

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健全な成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を生かした運営に努めてまいります。

■教育環境の整備

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であり、また、児童生徒の立場に立ち、各学校の児童生徒数の将来動向などに留意の上、PTAおよび地域振興会などへの情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールのバスの運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールのバスの老朽化による車両更新を図ります。



学校施設等整備につきましては、標茶中学校校舎・講堂防音事業の実施に向けた、実設計を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具などの整備につきましまして、適切に対処してまいります。

本町では、基幹産業の酪農業をはじめ、医療・介護・福祉など各分野における専門職の人材確保が重要な課題となっております。

本町の児童生徒が、将来的に専門職を目指し、大学や専門学校などへ進学する際の際の専門職の確保が図られるよう、育英資金貸付金制度の充実に向け、育英審議委員会において検討を進めてまいります。

2 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の最終年次になります。過去4年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、社会教育委員、公民館運営委員、図書館協議会、郷土館運営審議会、文化財専門委員会、スポーツ推進委員、健康づくり運動指導員をはじめ、各種団体および住民の皆さまの協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。さらに、社会教育第8次中期計画策定の年度であり、社会教育委員を中心に各種委員の皆様の協力を得て、真に本町の社会教育の指針となる計画策定に努めてまいります。

■社会教育の推進

社会教育の推進につきましては、住民一人一人が充実した人生を営むために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら「地域づくり」「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。具体的には、住民の学習活動の拠点である公民館などが核となり、地域課題や生活課

題も含めた学習機会の創造に努めてまいります。

また、ほかの高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

■家庭教育への支援

家庭教育につきましては、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいにより、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携によ



り、家庭教育の支援に努めてまいります。

■青少年教育の充実

青少年の活動につきましては、学校、家庭、地域それぞれが役割を担い、全町的かつ総合的に推進することが必要であります。そのため、青少年の健全育成を図る上で「しべちャアドベンチャースクール」や「地域子ども教室」などの各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。併せて、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体などと連携を図りながら青少年に良好な環境づくりに努めてまいります。また、発想力や行動力を養うことをねらいとした社会教育事業における標茶高校との連携やさまざまな青年活動、成人式前夜祭の開催に向けた新成人による実行委員会を引き続き支援してまいります。

■成人教育の充実

成人の活動につきましては、公民館などを中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーションなど、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く

さまざまな課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行われております。

引き続き、学習機会の充実と支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラムなどをはじめ、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しており、今後とも女性団体の活動支援に努めてまいります。

■高齢者教育の充実

高齢者の活動につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であります。引き続き、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちゅう大学」などの学習機会の充実と社会参加の機会の提供に努めてまいります。

■文化の振興

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭・各地区文化祭、さらには住民有志の企画・運営によって開催される文化講演会など



に対する支援を継続するとともに、広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座などを引き続き開催してまいります。

■文化財の保護と活用

文化財の保護と活用につきましては、町にとつて歴史上または学術上価値の高い有形・無形・天然記念物を町指定文化財に8件指定しており、適切な保存および活用に向けて努めてまいります。

特に、旧北海道集治監釧路分監本館である郷土館の耐震化に向けた実施設計を進めてまいります。

また、北海道の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は釧路湿原国立公園付近をはじめ、町内全域に210カ所が



確認されており、全道有数の包蔵地を抱えております。これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用を努めてまいります。

■スポーツの推進

スポーツの推進につきましては、スポーツ基本法の理念に基づき、住民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、健康の保持増進に資することが一層求められております。そのため、

スポーツ推進委員による住民などとの円滑な連絡調整と実技指導の充実に努めてまいります。また、町民の健康維持増進につきましては、指導体制の充実を図るために健康づくり運動指導員の人材育成に努めてまいります。併せて子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催し、スポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果期待できるスポーツ教室

などを通じて運動の日常化に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めてまいります。

また、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

■図書館の活動

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「学習拠点」として「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点項目として、運営に努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化が進んでおり、ほかの公共図書館や大学・学術機関との協力体制のもと、資料提供に努めてまいります。また、電算化により検索業務の効率化を図り、迅速な対応を進めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が利用の機会を得られるよう、移動図書館車

の運行をはじめ、各地域文庫、学校文庫の充実に努め、全域サービスを図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方、乳幼児を抱えて図書館利用が困難な方には、移動図書館車の個人住宅巡回や配本により図書館利用

ができる体制を図ってまいります。児童サービスにつきましては、昨年度策定いたしました「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、さらに充実させてまいります。司書による学校訪問や子育て支援センターとの連携による子育てメソッド、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇などの子ども行事の開催により、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、さらに学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの資料要求の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

■郷土館の活動

郷土館の活動につきましては「収集と整理・保管」「公開



と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの役割があります。さらに、資料の活用と情報発信をするために隣接するピルカ・トウロを展示施設として改修し展示機能の充実に努めてまいります。

また、新規登録資料を中心とした移動展や企画展と併せて、学芸員の専門分野を生かした各種講座の開設に取り組んでまいります。

以上、平成29年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。町議会ならびに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

